

子育て応援のための各種制度

妊婦のための支援給付

妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連商品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る経済的支援を実施します

妊娠期・・・50,000円
(妊娠届時の面接後)

産後・・・50,000円
(出生届出及び赤ちゃん訪問実施後)

問合せ先：子育て支援課 母子保健係

子どもの医療費の助成

医療機関で受診や入院をする際に、「子ども医療費受給資格者証」と「医療保険資格情報」を提示することにより以下の保険適用医療費の自己負担分を助成します

助成内容：【0歳～小学校就学前児】

入院・通院医療費、処方による薬代

【小学生・中学生・高校生等】

入院・通院医療費、処方による薬代

(一部自己負担金があります)

※県外で受診する場合は「受給資格者証」が使えません。

一旦医療費をお支払いください。その後(1年以内に)

申請されると、後日口座振替でお支払いします。

問合せ先：子育て支援課 母子保健係

不妊治療費の助成

医療保険適用外の不妊治療及び不妊検査費用について助成があります。対象費用の2分の1以内の額で、1年につき上限10万円

※大分県特定不妊治療費等助成事業及び大分県妊活応援検査費(不妊検査費)助成事業対象に該当される方は、県の交付額を控除した額の2分の1以内

●大分県特定不妊治療費等助成事業については、**北部保健所(☎0979-22-2210)**

●大分県妊活応援検査費(不妊治療費)助成事業については、

大分県子ども未来課(☎097-506-2672)

にお問い合わせください。

問合せ先：子育て支援課 母子保健係

不育治療費の助成

不育治療及び不育検査費用について助成があります。対象費用の2分の1以内の額で、1年度につき上限10万円

※不育症…妊娠はするけれど、2回以上の流産、死産を繰り返す状態のこと

問合せ先：子育て支援課 母子保健係

児童手当

児童の健全な育成と家庭等における生活の安定のため、児童を監護・養育している方に支給される手当です

※令和6年10月より所得制限は廃止になりました。

支給額

3歳未満	第1子・第2子 15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～高校生	第1子・第2子 10,000円	

支給回数：4月・6月・8月・10月・12月・2月
(年6回)

問合せ先：子育て支援課 子育て支援係

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父または母又は父母に変わってその児童を養育している方に支給されます

支給月額：所得に応じて下記範囲内で支給

1人目：10,740円～45,500円

2人目以降：1人につき5,380円

～10,750円加算

支給月：5月・7月・9月・11月・1月・3月

※所得による制限があります。

支給月額等は変更となる場合があります。

問合せ先：子育て支援課 子育て支援係

ひとり親家庭等医療費助成制度

助成対象者に対して、医療費の一部負担金(保険診療分)を助成します

助成対象者：ひとり親家庭の親と児童及び父母のいない児童

助成期間：児童が18歳に達する年度の末日まで

※親については一部自己負担があります

※所得による制限があります。

問合せ先：子育て支援課 子育て支援係

